

生企甲達第56号
務甲達第86号
刑企甲達第54号
交企甲達第52号
公甲達第40号
平成22年6月16日

部 課 署 長 殿

| | | | | | |
|---|----|----|----|-----|-----|
| 共 | 00 | 01 | 10 | 160 | 10年 |
|---|----|----|----|-----|-----|

石川県警察本部長

犯罪が起きにくい社会づくりの推進について(通達)

- 対号1 平成14年3月22日付け務甲達第45号、生企甲達第22号、捜一甲達第14号、交企甲達第10号、公甲達第12号「石川県警察『身近な犯罪対策推進本部』の設置について(通達)」
- 対号2 平成14年4月9日付け地甲達第29号、務甲達第55号、生企甲達第34号、捜一甲達第20号、交企甲達第15号、公甲達第16号「身近な犯罪対策の積極的な推進について(通達)」
- 対号3 平成14年6月20日付け地甲達第54号、務甲達第108号、広甲達第8号、生企甲達第43号、少甲達第30号、捜一甲達第42号、交企甲達第30号、公甲達第25号「『身近な犯罪対策』の総合的な取組みについて(通達)」
- 対号4 平成15年10月1日付け生企甲達第83号、務甲達第187号、広甲達第19号、地甲達第94号、少甲達第44号、捜一甲達第72号、国際甲達第15号、交企甲達第50号、交指甲達第64号、公甲達第52号、備甲達第125号、中管石機通発第45号「『街頭犯罪等抑止総合対策』の推進について(通達)」
- 対号5 平成17年12月26日付け生企乙達第114号「街頭犯罪等抑止総合対策に係る通達の保存期間延長について(通達)」
- 対号6 平成19年12月26日付け生企甲達110号、務甲達第283号、地甲達第107号、少甲達第53号、捜一甲達第120号、交企甲達第97号、公甲達第74号「『街頭犯罪等抑止総合対策』の推進について(通達)」
- 対号7 平成21年12月17日付け務甲達第294号、生企甲達第132号、刑企甲達第53号、交企甲達第89号、公甲達第77号「平成22年石川県警察運営の指針及び重点目標について(通達)」
- 対号8 平成21年12月25日付け生企乙達第136号、刑企乙達第59号「平成22年

における『街頭犯罪等抑止総合対策』の具体的施策について（通達）」

当県においては、平成15年に刑法犯認知件数が戦後最多を記録するなど治安が急激に悪化したことを踏まえ、以降対号通達等にもとづき、組織横断的な諸対策を強力に推進しているところである。

各般にわたる取組みの結果、平成16年から6年連続で刑法犯認知件数が減少し、着実に成果が上がってきているが、依然として、社会的に弱い立場にある者（女性、子ども、高齢者等）が被害者となる事件等の県民の不安を掻き立てる犯罪の増加が懸念されるなど、治安の改善はいまだ道半ばにある。

今後は、これまでの成果を確実に定着させながら、街頭犯罪等抑止総合対策をさらに推し進め、真に犯罪が起きにくい社会を実現しなければならない。

そのためには、現在推進している各種の施策が、本来あるべき正しい内容になっているか、また、効果的に実施されているかを点検し、不備や不合理があれば改善しなければならない。さらに、官民連携による各種のネットワークが、社会各分野の団体や個人を漏れなくカバーできているか、また、防犯関連情報が円滑にやり取りされるなど有効に活用されているかを点検し、手付かずの分野があれば新たにカバーし、運営に問題があれば改善しなければならない。

実効性のある諸々の施策が、縦糸又は横糸となって丈夫な布を織りなし、社会全体を包み込むことができれば、必ずや治安は改善し安定する。

犯罪が起きにくい社会の実現に向けて、これからが正念場である。各所属においては、特に、下記の点に留意し、所属職員に趣旨を徹底の上、対策全般を整備拡充して、積極的な諸対策を推進されたい。

記

1 重層的な防犯ネットワークの整備

(1) これまでも、地方公共団体、地域住民、事業者等により、防犯情報の提供、商用車等を利用した防犯パトロールの実施、「子ども110番の家」への協力等の取組みが行われてきたところであるが、警察庁において、これらの取組みを、実施主体、国民に身近な罪種又は犯罪被害に遭う不安を感じている女性、子ども、高齢者、定住外国人といった被害者類型ごとに整理したところ、別添資料のとおりであった。

各警察署等にあっては、別添資料を参考にしつつ、その管内等において、地方公共団体、地域住民、事業者等による防犯ネットワークが、対策を講じる必要性の高い罪種・被害者類型ごとに、漏れなく整備されているかを点検するとともに、これらが効果的に機能しているかを検証し、不十分な点がある場合には、既存のネットワークの活性化又は新たなネットワークの構築を図ること。

(2) 他部門において構築されているネットワークについては、本来業務の支障の有無等を考慮の上、防犯情報、交通安全情報等の提供、特異事案を発見した場合における警察への通報等に、必要に応じて相互に活用できるよう調整すること。

2 社会の規範意識の向上と絆^{きずな}の強化

平成15年をピークに犯罪が急増した根本的な要因として、かつて犯罪抑止に大きな役割を果たしてきた地域社会における連帯感・絆、社会の規範意識といった社会機能が弱体化してきたことがあげられることから、規範意識の向上と絆の強化を図るため、次の諸対策を推進すること。

(1) ゲートウェイ犯罪に対する総合的な抑止対策の推進

万引き等、軽い気持ちで手を染めてしまう犯罪を安易に見過ごすことは、行為者の規範意識の低下を著しく助長し、累犯やより悪質重大な犯罪に手を染めることにもつながりかねない。この種の「ゲートウェイ犯罪」については、地方公共団体、地域住民、事業者等と連携しつつ、感銘力のある取締りを行うとともに抑止のための広報啓発活動を実施するなどにより、総合的な抑止対策を推進すること。

なお、「万引きは犯罪である」という認識を社会的に確立するため、被害店舗が全件被害を届出しやすいような環境を整える等の対策を推進すること。

(2) 社会の秩序を乱す違反や犯罪に対する積極的な対応の推進

ゴミのポイ捨て、公共の場所における落書き等、これを黙認することによりそれを目にした国民の規範意識の低下を助長し、社会の秩序を乱すと認められる違反や犯罪については、平素の街頭における各種警察活動において、これを看過することなく、事案の内容に応じて、積極的に指導・警告又は検挙といった対応を行うこと。

(3) 交通街頭活動等の積極的な推進

交通違反に対しては、これまでも交通事故抑止に真に効果のある指導取締りを推進しているところであるが、幹部及び街頭活動に従事する職員は、交通ルールを遵守させることは交通事故防止のみならず、規範意識の向上にも資することを念頭に置きつつ、幹部による業務管理を的確に行い、違反態様に応じて指導・警告も積極的に活用するなどして、引き続き、厳正かつ毅然とした交通街頭活動を展開すること。また、交通安全教室や各種講習等の機会においては、交通ルール無視の具体例を挙げながら、規範意識の向上をも視野に入れた交通安全教育を推進すること。

(4) サイバー空間におけるマナー向上のための広報啓発活動の推進

サイバー空間においては、高い匿名性が確保されていることから、インターネット利用者の規範意識が必ずしも高くなく、インターネット上の違法情報・有害情報の蔓延^{まん}を招いている。

そこで、インターネットを利用する幅広い世代に対してサイバー空間におけるマナー向上のための広報啓発活動を推進し、規範意識の向上及びサイバー空間は自分達で浄化するとの気運の醸成を図ることにより、インターネット上に違法情報・有害情報を掲載させることを防止することはもとより、サイバー空間に蔓延する違法情報・有害情報の警察あるいはホットラインセンターへの自発的な通報を促すこと。

(5) 地域ぐるみによる少年の規範意識の向上及び少年を取り巻く絆の強化

少年の非行防止のためには、地域ぐるみによる少年の規範意識の向上及び少年を取り巻く絆の強化が不可欠である。

そこで、少年やその保護者に対する非行防止教育及び情報発信、少年への「声かけ」活動を通じて、少年の規範意識向上を図るとともに、社会から孤立した少年に地域や社会との絆を実感させることにより、その立ち直りを支援するなどの取組み

を推進すること。

(6) 防犯カメラの設置拡充

公共空間等の安全を見守るため、地方公共団体、地域住民、事業者等といった地域社会の主体による防犯カメラの設置拡充を推進することについても、地域の安全は自分達で守るとの意識を高め、犯罪を許さない気運を醸成させる点で、社会の規範意識の向上や絆の強化に資するものである。

これを踏まえ、地方公共団体、地域住民、事業者等と連携しつつ、警察署長等幹部自らが申し入れを行うなど、これらの主体による防犯カメラの設置拡充を図ること。その際、国又は地方公共団体における各種助成金制度の活用の働き掛け、このような制度が設けられていない地方公共団体に対するその創設の働き掛け等の財政的な支援や、設置方法・運用ルールに関する助言・指導等の技術的な支援を積極的に行うこと。

また、防犯カメラの管理・運用に関しては、金沢市において策定されている「金沢市片町地区防犯ビデオカメラシステム管理運用要綱」等を参考とするなどして、防犯カメラの管理、運用基準を策定し、プライバシーに配慮した適正な防犯カメラの管理・運用がなされるよう助言すること。

(7) 防犯ボランティア活動の活性化

防犯ボランティア活動についても、地域の安全は自分達で守るとの意識を高め、犯罪を許さない気運を醸成させる点で、社会の規範意識の向上や絆の強化に資するものである。

この点、現在、防犯ボランティア活動に参加する者の高齢化・固定化、活動のノウハウの偏在化、財政基盤の脆弱性といった問題があることから、以下のとおり対策を講じることにより、防犯ボランティア活動の活性化を図ること。

ア 防犯ボランティアへの現役世代の参加促進

地方公共団体、大学、自治会、経済団体、事業者等と連携しつつ、防犯ボランティアの結成方法、活動のノウハウ等に関する説明会を開催するなどにより、防犯ボランティア活動への学生、社会人等の現役世代の参加を促進すること。

イ 活動内容の充実

防犯ボランティア活動の効果的・効率的な実施を推進するためには、警察署に防犯活動について知見を有する警察OB等を配置し、これらの者が、防犯パトロール等の活動が必要な場所で必要な時に行われるよう、防犯ボランティア活動をコーディネートすることが効果的である。

これを踏まえ、防犯ボランティア活動のコーディネートを行う防犯活動アドバイザーの警察署への配置を推進すること。また、防犯活動アドバイザーは、防犯ボランティア等を通じて、高齢者等防犯情報の届きにくい者に対して積極的にこれを提供できるようにするための訪問支援などにも配慮すること。

また、防犯ボランティアが一堂に会したワークショップを開催するなどにより、防犯ボランティア活動の好事例又は先進的な取組みの周知を図ること。

ウ 財政基盤の充実

地域住民による防犯ボランティア活動を継続的かつ恒常的なものとするため、これまでも、防犯ボランティアに対して、防犯パトロール用品の整備等の防犯ボ

ランティア活動に要する経費の支援に努めてきたところであるが、引き続きこれに努めるとともに、国又は地方公共団体における各種助成金制度の活用の働き掛け、このような制度が設けられていない地方公共団体に対するその創設の働き掛け等の財政的支援を行うことにより、防犯ボランティアの財政基盤の充実を図ること。

別添資料省略